

# エルダー連絡会 結成総会

2021年4月から「高齢者雇用安定法」が施行されました。  
これによって事業主は、

- ① 65歳までの雇用確保
- ② 70歳までの就業確保措置を講じること

が「努力義務」となっています。

しかし、職場においてこのような趣旨に基づく丁寧な説明がされているでしょうか。

**採用直前までに明らかにならない**

**希望に沿わない業務を提示される**

**嫌なら「辞退届」を書く**

このようなことが懲憑されています。

さらに、70歳までの「努力義務」が法改正されていますが、**65歳以上の再雇用先とは思えない労働環境が提示されたこと、いきなりエントリーシート郵送されたが現場では何の説明もない**などの、不平・不満が出されています。

私たちは、法律に準じて安心して働けるために「申3号『本人希望の尊重と生活設計に配慮した高齢者雇用の確保を求める申し入れ』」を行っています。この問題は、エルダー組合員やまもなく退職を迎える現役だけの問題ではなく、10年後には平成一桁の組合員にもかかわる問題です！

**エルダー連絡会結成を結節点に、**

**全ての仲間が安心して働ける労働環境、労働条件をつくり出そう！！**

**水戸地本エルダー連絡会結成総会**

日時 2021年11月27日(土) 14:00~16:30

場所 ひたちなか市文化会館コミュニティ棟会議室